



Creating for the Future

# 第123期定時株主総会 招集ご通知



2019年6月26日（水曜日）午前10時



東京都千代田区内幸町二丁目2番2号  
富国生命ビル28階会議室

会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 目次

第123期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案  剰余金の処分の件	5
第2号議案  定款一部変更の件	6
第3号議案  取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	12
第4号議案  監査等委員である取締役3名選任の件	17
第5号議案  取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	20
第6号議案  監査等委員である取締役の報酬額設定の件	20
添付書類	
事業報告	26
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告	56

昭和電線ホールディングス株式会社

（証券コード：5805）

株主各位

証券コード 5805  
2019年6月5日

川崎市川崎区日進町1番14号  
**昭和電線ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 **長谷川 隆代**

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後記3頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2019年6月26日（水曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 <b>富国生命ビル28階会議室</b> <small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第123期（自2018年4月1日至2019年3月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第123期（自2018年4月1日至2019年3月31日） 計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件




以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 法令および当社定款第18条に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.swcc.co.jp/ir/meeting/index.html>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2019年6月26日（水曜日） 午前10時00分</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2019年6月25日（火曜日） 午後5時00分到着分まで</p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使する方法</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2019年6月25日（火曜日） 午後5時00分入力完了分まで</p>
---	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

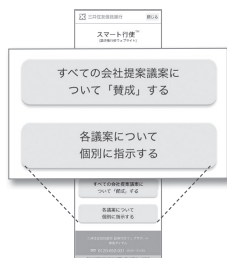
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

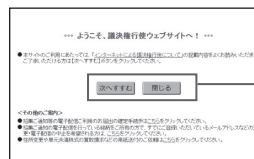
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、収益状況のみならず、今後の事業展開の見通し、経営体質の強化、内部留保等を総合的に勘案し、株主のみなさまへの安定継続した配当を行うことを基本方針といたしております。

また、当社が持株会社であることから、当社単体のみならず昭和電線グループとして連結業績に見合った配当も考慮しております。

この方針に鑑み、第123期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は208,764,948円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社では従来から、コーポレートガバナンス体制の充実および強化を経営の重要課題と位置付けて取り組んでまいりました。そのうえで、当社グループの持続的発展のために、以下を目的として監査等委員会設置会社へ移行することとし、定款について所要の変更を行うものであります。
- ① 業務執行の決定権限を業務執行取締役等に大幅に委譲することで、業務執行の効率化と迅速化を図っていく。
- ② 取締役会は、経営戦略等の重要なテーマの審議を、これまで以上に充実させていく。
- ③ 監査等委員会を中心に監査、監督機能のさらなる強化を図っていく。
- (2) 変更案第24条を新設することで執行役員の位置付けを明確化するとともに、「執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者（グループCEO）その他役付執行役員を定める」こととし、これに伴い、株主総会および取締役会の招集権者および議長ならびに役付取締役に関する規定を一部変更いたします（変更案第15条、第21条、第23条）。
- (3) コーポレートガバナンスの強化の一つとして経営の透明性を高めるために相談役を廃止することとしたため、現行定款第24条は削除いたします。
- (4) 条文の新設、変更および削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p><u>3</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>3 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(相談役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって、相談役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(執行役員) 第24条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させる。 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長ならびに当社および当社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者(グループCEO)その他役付執行役員を定めることができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数および選任方法)</u></p> <p>第29条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第123期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」に基づき、社外取締役3名で構成される指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	
1	長谷川 隆代	代表取締役社長 グループCEO	再任
2	張 東成	取締役 専務執行役員 事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長	再任
3	田中 幹男	取締役 社長補佐	再任
4	胡 国強	社外取締役	再任 社外

候補者番号

1

は せ が わ た か よ  
**長谷川 隆代** (1959年10月15日生)

所有する当社の株式数…………… 5,700株  
取締役会出席状況(当事業年度) …… 19/19回  
取締役在任年数(本総会終結時) …… 6年



再任

**【略歴、当社における地位および担当】**

1984年 4月	当社入社	2010年 4月	同社常務取締役 技術開発センター長
2005年 6月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長	2013年 6月	当社執行役員 技術企画室長
2006年 4月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2017年 4月	当社取締役 技術企画室長
2008年 4月	同社取締役 技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画 グループ長	2018年 6月	当社取締役社長
2009年 6月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長	2019年 4月	当社代表取締役社長 グループCEO (現任)

**取締役候補者とした理由**

当社グループの技術開発部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の取締役および取締役社長に就任後も、当社グループの事業全般にまたがる経営課題に向けて積極的に取り組んでおります。さらに中期経営計画「Change SWCC2022」の達成に向けても、強いリーダーシップで当社グループを率いて成果を上げていることなどから、引き続き取締役候補者としたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役社長に再任される予定となっております。

候補者番号

2

ちょう  
張とう せい  
東 成 (1964年1月6日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株  
 取締役会出席状況（当事業年度）…… 19/19回  
 取締役在任年数（本総会終結時）…… 4年



再任

## 【略歴、当社における地位および担当】

1993年4月	当社入社	2017年6月	当社常務取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長
2006年10月	当社経営企画部次長	2018年6月	当社常務取締役 事業戦略本部長
2012年6月	当社執行役員 海外事業企画推進室長	2019年4月	<b>当社取締役 専務執行役員 事業戦略統括本部長（現任）</b>
2015年6月	当社取締役 海外事業企画推進室長 天津昭和漆包線有限公司董事長		
2017年4月	当社取締役 天津昭和漆包線有限公司董事長		

## 取締役候補者とした理由

当社グループの海外事業部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の取締役および専務執行役員に就任後も、当社グループの事業戦略の立案を始めとする経営課題に向けて積極的に取り組んでおり、さらに中期経営計画「Change SWCC2022」の達成に向けても貢献してまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

た なか みき お  
田 中 幹 男 (1957年1月24日生)

所有する当社の株式数…………… 4,900株  
取締役会出席状況(当事業年度) …… 19/19回  
取締役在任年数(本総会終結時) …… 6年



再任

**【略歴、当社における地位および担当】**

1981年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役 昭和電線デバイステクノロジー株式会社取締役社長
2003年6月	当社通信ケーブルユニット製造部長	2015年6月	当社常務取締役 昭和電線デバイステクノロジー株式会社取締役社長
2005年2月	当社通信ケーブルユニット製造部長 兼仙台事業所長	2016年6月	当社常務取締役 昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役社長
2006年4月	昭和電線デバイステクノロジー株式会社取締役	2017年6月	当社専務取締役 昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役社長
2007年4月	同社取締役 精密デバイスユニット長	2019年4月	<b>当社取締役(現任)</b>
2009年6月	同社常務取締役		
2010年1月	同社常務取締役 免制震制音ユニット長		
2012年2月	同社常務取締役		
2012年6月	同社常務取締役 福清昭和精密電子有限公司董事長		

**取締役候補者とした理由**

当社グループの製造部門や中核事業子会社の取締役社長を務めるなど豊富な経験と実績を有し、当社の取締役に就任後も、業務変革の推進や生産技術の向上を始めとする経営課題に向けて積極的に取り組んでおり、さらに中期経営計画「Change SWCC2022」の達成に向けても貢献してまいりましたことから、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

4

こ  
胡

こく きょう  
国 強

(1963年3月4日生)

所有する当社の株式数…………… 15,000株  
取締役会出席状況（当事業年度）…… 10/14回  
取締役在任年数（本総会終結時）…… 1年



再任

社外

**【略歴、当社における地位および担当】**

1995年10月	杭州富通昭和電線電纜有限公司入社	2008年12月	杭州康因斯特網絡有限公司董事（現任）
2002年1月	富通集团有限公司董事長弁公室主任	2016年9月	高科橋光導科技股份有限公司 (TRANSTECH OPTTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長（現任）
2003年4月	高科橋光通信有限公司董事（現任）		
2008年5月	富通集团有限公司董事（現任）	2018年6月	当社社外取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

富通集团有限公司 董事  
高科橋光導科技股份有限公司 執行董事兼董事長

**社外取締役候補者とした理由**

富通集团有限公司の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、これまでの当社グループとの合併事業にも積極的に携わってこられました。今後も、両社グループ間の業務提携関係を一層強化し、共同の事業展開をさらに進展させるために、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 胡国強氏が董事に就任している富通集团有限公司は当社の主要株主であり、当社と当社との間では業務提携契約が締結されております。なお、当社と富通集团有限公司との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと当社グループの間には、販売取引および仕入取引ならびに資金の貸付があります。
- その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 現在、当社の取締役候補者の当社における担当は後記40頁のとおりであります。
  - 胡国強氏は社外取締役候補者であります。
  - 当社は、胡国強氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において胡国強氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - 胡国強氏は当社の社外取締役に就任してから、本総会終結の時をもって1年になります。
  - 胡国強氏は2018年6月26日開催の当社第122期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会の回数に対しての出席状況を記載しております。

#### 第4号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」ならびに「社外役員の独立性判断基準」に基づき、社外取締役3名で構成される指名委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	
1	武 <sup>たけ</sup> 氏 <sup>うじ</sup> 英 <sup>ひで</sup> 明 <sup>あき</sup>	常勤監査役	新任
2	戸 <sup>と</sup> 川 <sup>がわ</sup> 清 <sup>きよし</sup>	社外取締役（独立役員）	新任 社外 独立
3	平 <sup>ひら</sup> 井 <sup>い</sup> 隆 <sup>りゅう</sup> 一 <sup>いち</sup>	社外取締役（独立役員）	新任 社外 独立

候補者番号

1

たけ うじ ひで あき  
**武氏 英明** (1954年7月20日生)

所有する当社の株式数…………… 4,700株  
取締役会出席状況 (当事業年度) …… 19/19回  
監査役会出席状況 (当事業年度) …… 16/17回  
監査役在任年数 (本総会終結時) …… 12年



新任

**【略歴、当社における地位および担当】**

1979年 4月 当社入社  
2003年 6月 当社経理部長  
2006年 4月 当社管理本部経理統括部長  
2007年 6月 当社常勤監査役 (現任)

**取締役候補者とした理由**

当社グループの経理部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社の常勤監査役に就任後は、取締役の職務の執行に対する監査を行ってまいりました。監査等委員会設置会社に移行した後は、当社の監査・監督機能の一層の強化を図るために、今回、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

と がわ きよし  
**戸川 清** (1948年5月21日生)

所有する当社の株式数…………… 3,800株  
取締役会出席状況 (当事業年度) …… 19/19回  
取締役在任年数 (本総会終結時) …… 4年



新任

社外

独立

**【略歴、当社における地位および担当】**

1971年 4月	日立化成工業株式会社 (現日立化成株式会社) 入社	2007年 4月	同社執行役専務 営業本部長
1997年10月	同社機能材料事業本部半導体材料 営業部長	2010年 4月	同社執行役専務 経営戦略本部長兼 グループ会社室長
2000年 4月	同社執行役 国際事業推進室長	2012年 3月	同社退任
2004年 4月	同社執行役常務 営業本部長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)

**社外取締役候補者とした理由**

日立化成株式会社の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また当社の社外取締役に就任後は、客観的な立場から当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていただいております。監査等委員会設置会社に移行した後は、当社の監査・監督機能の一層の強化を図るために、今回、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ひら い りゅう いち  
平井 隆一 (1950年7月22日生)

所有する当社の株式数…………… 2,800株  
取締役会出席状況(当事業年度) …… 19/19回  
取締役在任年数(本総会終結時) …… 4年



新任

社外

独立

#### 【略歴、当社における地位および担当】

1973年4月	日本セメント株式会社 (現太平洋セメント株式会社) 入社	2008年6月	同社取締役常務執行役員 海外カンパニープレジデント
2004年4月	同社海外カンパニーバイスプレジデント兼海外カンパニー営業部長	2010年10月	同社取締役常務執行役員 海外事業本部長
2006年4月	同社参与 海外カンパニーバイスプレジデント兼海外カンパニー営業部長	2012年4月	同社代表取締役専務執行役員 海外事業本部長
2008年4月	同社常務執行役員 海外カンパニープレジデント	2013年4月	同社取締役
		2013年6月	同社顧問
		2014年6月	同社退任
		2015年6月	当社社外取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由

太平洋セメント株式会社の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また当社の社外取締役に就任後は、客観的な立場から当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていたと考えております。監査等委員会設置会社に移行した後は、当社の監査・監督機能の一層の強化を図るために、今回、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 現在、当社の取締役候補者の当社における担当は後記40頁のとおりであります。
  - 戸川清氏および平井隆一氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は両氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 当社は、武氏英明氏、戸川清氏および平井隆一氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において武氏英明氏、戸川清氏および平井隆一氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の契約を締結または継続する予定であります。
  - 戸川清氏および平井隆一氏は当社の社外取締役に就任してから、本総会終結の時をもって4年になります。

## 第5号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

取締役の報酬額は、2002年6月27日開催の当社第106期定時株主総会において、月額18百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたします。

その報酬額は、総額の基準を月額から年額に改め、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とさせていただきますと存じます。なお、現行の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないこととしておりますが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むことといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(注) 本議案の策定にあたっては、社外取締役2名および社内取締役2名（委員長は社外取締役）で構成される報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

## 第6号議案

**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(注) 本議案の策定にあたっては、社外取締役2名および社内取締役2名（委員長は社外取締役）で構成される報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

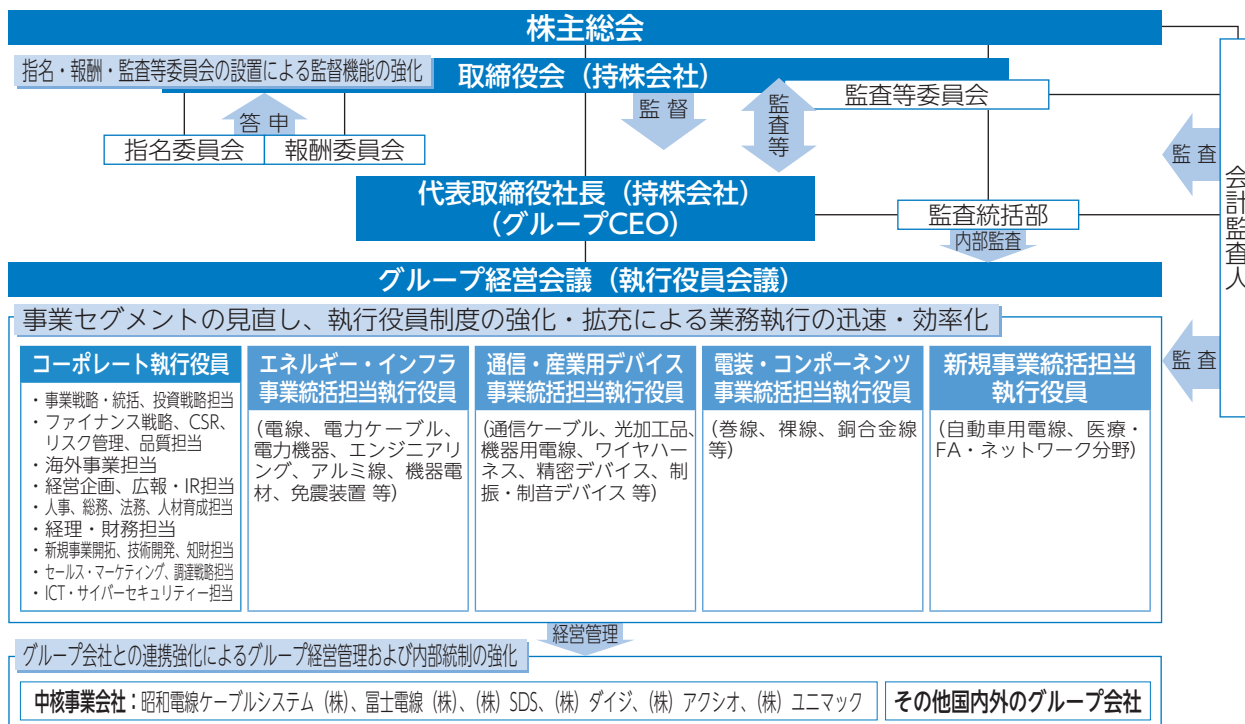
## ご参考

# 1 コーポレートガバナンスについて

## (1) コーポレートガバナンス体制（第2号議案の承認可決後）

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社グループのコーポレートガバナンス体制は以下のとおりとなります。

なお、本年4月1日付で、従来の製品群を主体とする事業セグメントから、当社グループのビジネス分野や事業戦略に即した事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、通信・産業用デバイス事業、電装・コンポーネンツ事業、新規事業）へと変更いたしました。これにより、基盤事業の再構築や成長事業、新規事業の拡大、ポートフォリオの見直しについて、さらに推進しやすい体制とするとともに、各セグメントの責任者（担当執行役員）とその権限を明確に定めたことで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善をROIC（投下資本利益率）指標等に基づきより実効的に行ってまいります。



## (2) 取締役会の構成（第3号議案および第4号議案の承認可決後）

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	代表取締役	監査等委員	指名委員	報酬委員	社外取締役	独立役員	主な職歴等					
							業界知見	海外事業	営業販売	経理・財務	研究・製造	
長谷川 隆代	●			●			●					●
張 東成				●			●	●	●			
田中 幹男							●					●
胡 国強			●		●		●	●			●	
武氏 英明		●					●				●	
戸川 清		●	●	●	●	●		●	●			
平井 隆一		●	●	●	●	●		●	●			

(注) 長谷川隆代氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再任される予定となっております。

## (3) 任意の諮問委員会

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しております。

各委員会は、指名委員会規程および報酬委員会規程において、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち半数以上は社外取締役とすることと定められております。

なお、第3号議案および第4号議案については、社外取締役3名で構成される指名委員会の答申を、第5号議案および第6号議案については、社外取締役2名および社内取締役2名（委員長は社外取締役）で構成される報酬委員会の答申をそれぞれ得ております。

## (4) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充いたしました。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2019年4月1日現在の当社執行役員につきましては、後記41頁をご参照ください。

## 2 取締役等の選任に関する基準について

当社は、取締役等の選任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

### (1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人財を、性別・国籍などの個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

#### 取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人財であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人財であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有していると判断し得る人財であること。

#### 執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人財であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人財であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人財であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人財であること。



## (2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」と総称する。)または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)または過去10年間に  
おいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者(注2)、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者(注3)、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ 2項から7項までのいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
- ⑨ 1項から7項までのいずれかに該当する者の近親者(注5)である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

### 3 取締役等の報酬決定に関する方針について（2019年4月1日以降）

当社取締役の報酬については、以下の方針に基づき決定することとしております。なお、当社執行役員報酬についても、これに準じて決定されます。

#### 基本的な考え方

当社取締役に対する報酬については、継続性のある業務執行と課題解決へのインセンティブを与えることにより、当社グループの企業価値の持続的な発展を図ることを、その目的としております。

#### 基本的な報酬の設計

当社取締役に対する報酬は、基本報酬に各人の職務・職責に応じた職務付加報酬が加えられた固定報酬と、当社の経営指標であるROICに基づき設計される業績連動報酬とで構成されております。両者の報酬全体における構成割合については、都度、報酬委員会において見直されることとなります。

なお、業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に対する報酬は、固定報酬のみで構成されます。

#### 報酬決定の手続き

当社取締役に対する個別の報酬は、株主総会において定められた限度額の範囲内において、報酬委員会の答申を得た上で、取締役会において決定いたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

### 4 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役および全監査役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度を対象とした評価結果の概要としては、前事業年度と同様に、自由闊達な雰囲気の下で概ね適切に運営されていると評価し得ることなどから、取締役会全体としての実効性は相応に確保されていると判断しております。また、当事業年度より、取締役（社外取締役を含みます。）と執行役員の全員が参加して、当社グループの様々な経営課題について集中的かつ建設的に意見を取り交わす議論の場（当社では「役員合宿」と称しております。）を複数回開催しており、これが取締役会における審議の活性化に大きく寄与していると評価されております。一方で、取締役会等の開催時間の長時間化については、審議の活性化ととらえる反面、効率的な運営のためには議題の選別を含めたもう一段の改善が必要であると考え、監査等委員会設置会社移行後の新体制に即した新たな仕組みやルールについて検討を進めております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内企業の収益改善が継続的に進むなかで設備投資など内需が堅調に推移しましたが、米中の貿易摩擦や中国の景気減速等の影響により輸出においては一部に弱さが見られました。

電線業界におきましては、建設・電販向けや自動車向けが堅調に推移したことから、電線全体の需要は前年度対比で微増となりました。

このような状況のもと当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は1,771億74百万円（前年度比5.3%増）、営業利益は66億40百万円（前年度比5.8%増）、経常利益は56億3百万円（前年度比14.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億69百万円（前年度比22.3%増）となりました。

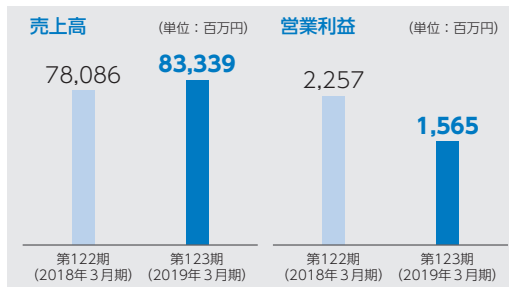
	第122期 (2018年3月期)	第123期 (2019年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	168,186	177,174	8,987	5.3
営業利益	6,276	6,640	364	5.8
経常利益	4,892	5,603	710	14.5
親会社株主に帰属する当期純利益	3,737	4,569	832	22.3

次にセグメントの状況をご説明いたします。

### 電線線材事業

売上高  
**83,339**百万円  
(前年度比6.7%増)

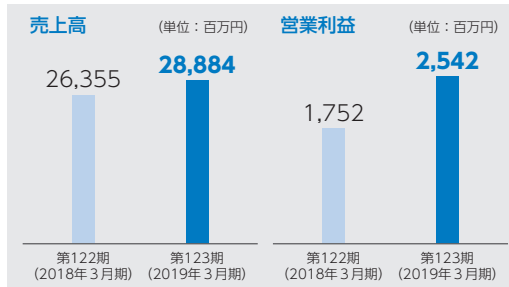
電線は建設・電販向け需要の取り込みと高機能線材需要が増加したことにより増収となりました。一方、利益面では建設・電販向けの電線販売における価格競争が依然として厳しい状況で推移したため、売上高は833億39百万円（前年度比6.7%増）、営業利益は15億65百万円（前年度比30.6%減）となりました。



### 電力システム事業

売上高  
**28,884**百万円  
(前年度比9.6%増)

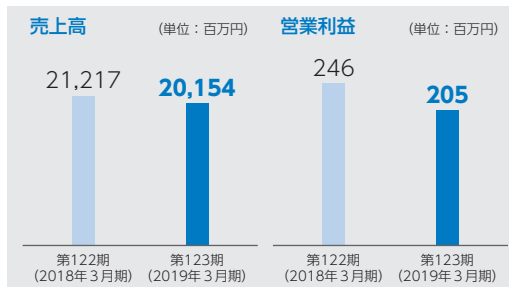
国内の電力インフラ需要は、老朽化更新や再生可能エネルギー向け需要が堅調に推移し、高付加価値製品の受注を促進したことから、売上高は288億84百万円（前年度比9.6%増）、営業利益は25億42百万円（前年度比45.1%増）となりました。



### 巻線事業

売上高  
**20,154**百万円  
(前年度比5.0%減)

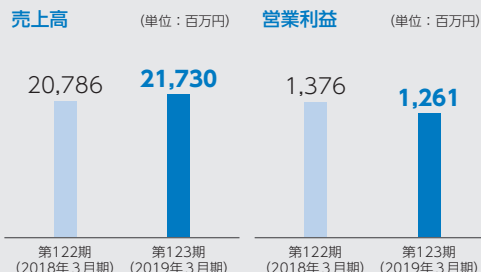
電装品向けは堅調に推移しましたが、国内インフラ向けや電子部品向け等の需要が減少したことと、さらに中国連結子会社を連結対象外とした影響で減収となりました。売上高は201億54百万円（前年度比5.0%減）、営業利益は2億5百万円（前年度比16.6%減）となりました。



## コミュニケーション システム事業

売上高  
**21,730**百万円  
(前年度比4.5%増)

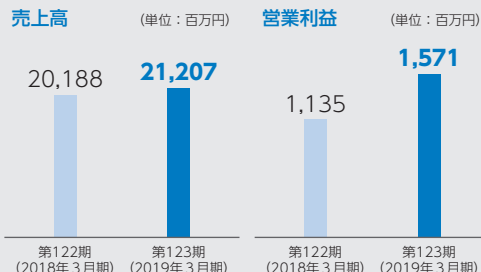
海外向け光ファイバ需要が第4四半期に入り減速しましたが、国内では通信ケーブルが堅調に推移し高付加価値の付属品等の受注が増加したことから増収となりました。一方、利益面では海外向け光ファイバにおける価格の大幅下落と在庫評価減の影響から減益となり、売上高は217億30百万円（前年度比4.5%増）、営業利益は12億61百万円（前年度比8.4%減）となりました。



## デバイス事業

売上高  
**21,207**百万円  
(前年度比5.0%増)

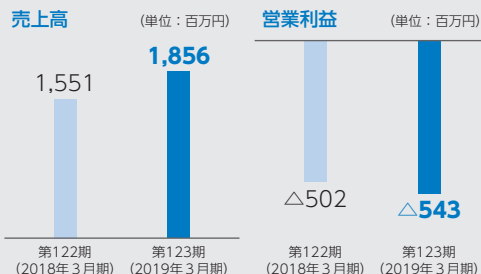
建築用免震装置や産業用制振・制音デバイスの需要が堅調に推移し、高付加価値製品の取り込みにより、売上高は212億7百万円（前年度比5.0%増）、営業利益は15億71百万円（前年度比38.4%増）となりました。



## その他

売上高  
**1,856**百万円  
(前年度比19.7%増)

売上高は18億56百万円（前年度比19.7%増）、営業損失は5億43百万円（前年度は5億2百万円の営業損失）となりました。



## (2) 対処すべき課題

当社グループは「SWCC VISION2026」に掲げたありたい姿に向けて、2018年度から2022年度までの5か年間を対象とする中期経営計画「Change SWCC2022」を策定し、推進しております。

### ① 昭和電線グループのビジョン「SWCC VISION2026」の概要

当社グループは、創立90周年を迎える2026年度までに目指す「ありたい姿」をビジョンとして掲げ、社会的使命の実践と安定成長の両立を目指します。

**ビジョン**：環境に応じて変化し、企業価値を最大化できる企業

**ミッション**：社会に必要とされ、生活を支えるソリューションを提供する

**バリュー**：「迅速」・「情熱」・「考動」によって、お客様のニーズを掘り起こす

### ② 昭和電線グループの中期経営計画「Change SWCC2022」の基本方針

先の「中期経営計画2016～2018」を第1ステップとし、この「Change SWCC2022」を第2ステップと位置付ける中で、当該中期経営計画では、引き続き経営基盤の強化を図っていくとともに、成長戦略へと移行していくための3つの基本方針を定めております。

#### ■ 事業収益力強化

当社グループは、経営基盤をより強固とするために引き続き収益性を重視した構造改革に取り組んでいく必要があると考えております。

以下がそのための重点施策の項目となりますが、営業体制や生産拠点の再編等によりグループ経営資源を結集していくとともに、他社との提携も視野に入れながら基盤事業の収益力強化を図ってまいります。合わせて当社グループのコーポレートガバナンス体制についても抜本的な見直しを図ってまいります。

- ・グループ経営資源の結集[構造改革]
- ・他社との提携
- ・業務の労働生産性向上

#### ■ 新事業の創出

当社グループは、今後の成長のためには、市場の拡大が見込まれる自動車用電線や医療・FA・ネットワーク分野等に注力していくことで、新たな収益の柱となる事業を育てていく必要があると考えております。

そのためには、グループ横断体制の下で、当社グループのコアコンピタンスを活かした新製品や技術の開発を進めてまいります。さらにオープンイノベーションについても積極的に取り入れていくことで、グループ外の技術も活用した新事業の立ち上げを推進してまいります。

## ■ 海外事業の新展開

当社グループは、今後予想される日本国内における需要構造の変化を踏まえて、海外市場での新たな需要の取り込みにこれまで以上に注力していく必要があると考えております。

以下がそのための重点施策の項目となりますが、中国の富通集団グループをはじめとする海外パートナーとの協業を強化していくとともに、今後も人口増加と経済成長が見込まれる東南アジアを中心に事業を展開してまいります。

- ・中国合併事業の成長戦略への移行
- ・デバイス事業（主にはワイヤハーネス）の成長戦略への移行
- ・海外パートナーとの協業の強化

### ③ 「SWCC VISION2026」 および 「Change SWCC2022」 の連結業績、係数目標

2026年度までの連結業績および係数目標は、以下のとおりとなります。

なお、「Change SWCC2022」の計画数値については、利益計画を前倒しで達成したことから現在見直しを行っており、見直し後の数値は、2020年3月期第2四半期決算発表と合わせて公表する予定としております。

		2018年度実績		2019年度予想		2022年度 (Change SWCC2022)	2026年度 (VISION2026)
売上高	(億円)	1,771	(1,750)	1,730	(1,800)	1,950	1,950
営業利益	(億円)	66	(45)	65	(47)	70	90
経常利益	(億円)	56	(35)	58	(39)	64	86
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	45	(26)	45	(29)	43	55
営業利益率	(%)	3.8		3.8		3.6	4.6
配当性向	(%)	4.6		6.6		約20	約30
有利子負債	(億円)	466		440		400以下	300以下
DEレシオ	(%)	134		112		90以下	50以下
純資産	(億円)	356		399		470以上	600以上
自己資本比率	(%)	28.1		31.3		35以上	40以上

(注) 1. DEレシオは自己資本で算出しております。

2. 2018年度実績および2019年度予想の連結業績の( )内の数値は、「Change SWCC2022」の目標数値を記載しております。

3. 2019年度予想の連結業績は、2019年5月10日付で開示した「2020年3月期の連結業績予想」の数値を記載しております。

#### ④ 「Change SWCC2022」の進捗

事業収益力強化に関しては、当事業年度は、基盤事業を中心に収益性を重視した販売戦略が浸透してきたことや成長分野向けを含む高付加価値製品の拡販に努めてきたことにより、一定の成果を得ることができました。また、コーポレートガバナンス体制の抜本的な見直しについても検討を重ねた結果、新たな体制へと移行（事業セグメントの変更、執行役員体制の強化、監査等委員会設置会社への移行）することといたしました。今後はさらに、新体制の下で、グループとしてのセールス・マーケティングや調達戦略を統合的に行っていくことや、幅広い事業分野を視野に入れた他社との提携を模索することで一層の収益力の強化に努めてまいります。

新事業の創出に関しては、当事業年度は、大きく利益に寄与するまでの新事業の創出には至りませんでした。引き続き、自動車分野をはじめとして新たな技術展開を見ている市場に対して、当社グループのコア技術の活用・応用について積極的に提案してまいります。また、2019年度からは、素材・化学分野特化型ベンチャーキャピタルへ出資し、その運営（運営期間は2019年4月1日から最長で2031年3月31日まで）にも参画していくことを決定しており、グループ外の技術も活用しながら、新事業の創出やこれに携わる人材の育成に努めてまいります。

海外事業の新展開に関しては、当事業年度は、富通グループとの間で進めている中国事業の再編成やベトナムにおけるハーネス事業の立ち上げに注力してまいりました。特に、中国における巻線事業の合理化や、中国、ベトナムを含むアジア地域でのワイヤハーネス事業の強化が、当社グループにおいても喫緊の課題であり、引き続き、海外パートナーとも密に連携しながら取り組んでまいります。

これらの進捗も踏まえて、2019年度のグループ経営方針は、次の3点としました。

- ・コーポレート機能を強化し、新たな事業セグメント体制により、収益拡大に向けたスピード感を持った判断と施策を実施する。
- ・新たにROIC（投下資本利益率）経営の考え方を導入し、資本コストを意識した事業運営の推進を強化する。
- ・新規事業の立ち上げに向けて、新たな挑戦、新たな取り組みを推進する。

なお、ROIC計画値は以下のとおりとなっております。

	2018年度実績	2019年度計画値
ROIC (%)	5.6	5.5

当社グループは現行の中期経営計画「Change SWCC2022」において財務体質の健全化を財務政策の最優先方針としております。2019年度においては当該方針と両立する範囲内で将来の事業規模の維持・成長のための投資を計画しており、中長期的な視点で資本コストを上回る収益率を確保し、「SWCC VISION2026」に掲げたありたい姿に向けて最適な資本構成を追求してまいります。



### (3) 設備投資等の状況

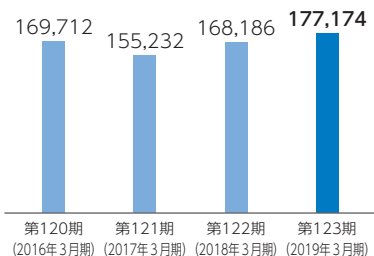
当連結会計年度においては、総額29億44百万円の設備投資を実施いたしました。その内訳といたしましては、電線線材事業や巻線事業における成長分野向け製品を含む製造設備の増強投資が主なものです。なお、成長分野および新規分野向けには4億4百万円の設備投資を実施いたしました。

### (4) 資金調達の状況

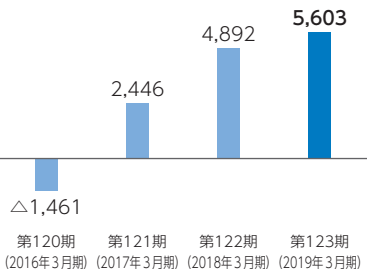
該当事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

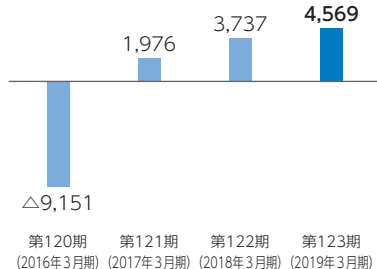
売上高 (単位：百万円)



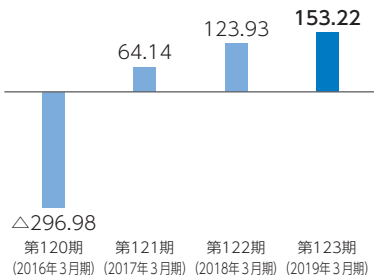
経常利益 (単位：百万円)



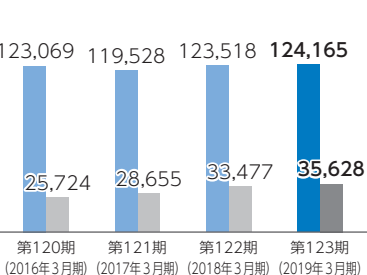
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



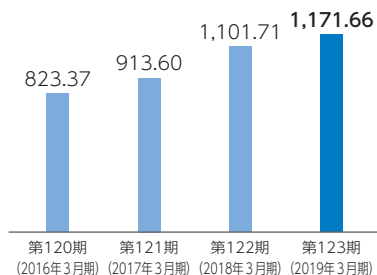
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第120期 (2016年3月期)	第121期 (2017年3月期)	第122期 (2018年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	(百万円)	169,712	155,232	168,186	177,174
経常利益または経常損失 (△)	(百万円)	△1,461	2,446	4,892	5,603
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△9,151	1,976	3,737	4,569
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)	(円)	△296.98	64.14	123.93	153.22
総資産	(百万円)	123,069	119,528	123,518	124,165
純資産	(百万円)	25,724	28,655	33,477	35,628
1株当たり純資産	(円)	823.37	913.60	1,101.71	1,171.66

(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。  
 3. 2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益または当期純損失および1株当たり純資産は、第120期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
昭和電線ケーブルシステム株式会社	10,000	100	電線・ケーブル、光ファイバケーブル、情報機器、ゴム・プラスチック加工品の製造販売
株式会社ユニマック	480	55	巻線の製造販売
富士電線株式会社	318	100	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310	100	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社ダイジ	100	100	ワイヤハーネスの製造販売
株式会社SDS	100	100	電線・ケーブル、付属品および振動防止装置等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95	※ 100	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売
青森昭和電線株式会社	80	※ 100	機器用電線の製造販売
昭光機器工業株式会社	80	※ 100	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
多摩川電線株式会社	46	※ 100	巻線等の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40	※ 70	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20	※ 100	電気工事等の設計・施工・監理
昭和リサイクル株式会社	20	※ 100	電線・ケーブルの解体加工
香港昭和有限公司	84,300千香港ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
昭和電線電纜(上海)有限公司	9,900千米ドル	100	電線・ケーブルおよび電子機器部品の販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
東莞昭和機電有限公司	3,550千米ドル	※ 100	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	3,150千米ドル	※ 95.2	ワイヤハーネスの製造販売
SWCC DAJI VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	2,000千米ドル	※ 100	ワイヤハーネスの製造販売

- (注) 1. ※は子会社による出資を含む比率であります。  
 2. 天津昭和漆包線有限公司は2018年5月22日付で持分の全てを譲渡したため、重要な子会社から除外しております。  
 3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

### ③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は上記の20社であり、持分法適用会社は4社であります。

当連結会計年度の売上高は1,771億74百万円（前年度比5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億69百万円（前年度比22.3%増）となりました。

## (7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

次の製品の製造販売および工場の設計、請負を行っております。

区 分	品 名
電線線材事業	裸線、ゴム・プラスチック被覆線、配電機器、母線、架空送電線
電力システム事業	電力ケーブル、電力機器、電力工事、通信工事
巻線事業	巻線
コミュニケーションシステム事業	光ファイバケーブル、通信ケーブル、通信付属品、光周辺機器・コネクタ、ネットワークソリューション
デバイス事業	ワイヤハーネス、免震・制振・制音デバイス、複写機・プリンター・印刷機用デバイス
その他	物流、超電導事業 他

(注) 2019年4月1日付でコーポレートガバナンス体制を見直したことに伴い、従来の製品群を主体とする事業セグメントから、当社グループのビジネス分野や事業戦略に即した事業セグメント（エネルギー・インフラ事業、通信・産業用デバイス事業、電装・コンポーネツ事業、新規事業）へと変更しております。

## (8) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

## ① 当社

昭和電線ホールディングス株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
------------------	--------------------

## ② 子会社

昭和電線ケーブルシステム株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号 事業所：相模原市中央区、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市、茨城県古河市、神奈川県海老名市
株式会社ユニマック	本 社：三重県いなべ市北勢町麻生田1326番地の1 事業所：三重県いなべ市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市鈴川10番地 事業所：神奈川県伊勢原市、山梨県南アルプス市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社ダイジ	本 社：大阪府茨木市東太田三丁目7番7号 事業所：大阪府茨木市、山形県酒田市、岡山県赤磐市
株式会社SDS	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
香港昭和有限公司	本 社：香港九龍尖沙咀科学館道1号康宏広場南座701室
昭和電線電纜（上海）有限公司	本 社：中国上海市長寧区仙霞路137号盛高国際大廈2501室
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：Plot B8, Thang Long Industrial Park, Dong Anh Dist., Hanoi, Vietnam
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国広東省東莞市莞龍路段獅龍路莞城科技园内
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国福建省福清市融僑經濟技術開發区清華路南側
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国浙江省嘉興市中環西路2121号
SWCC DAIJI VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：RF No.7C, Plot No.H-1, Thang Long Industrial Park II, Disu commune, My Hao District, Hung Yen Province, Vietnam

## (9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
電線線材事業	651	△21
電力システム事業	504	16
巻線事業	257	△78
コミュニケーションシステム事業	558	3
デバイス事業	1,910	△179
その他	614	△4
合 計	4,494	△263

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (年間平均人員509名) は含んでおりません。

### ② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
38	5	50.0	22.1

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者 (年間平均人員1名) は含んでおりません。  
2. 使用人数増加の主な理由は、組織の見直しに伴う人員の補充によるものです。

## (10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,338
株式会社りそな銀行	6,717
株式会社横浜銀行	6,146
株式会社三井住友銀行	4,027
三井住友信託銀行株式会社	2,858

## 2 会社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,823,564株 (自己株式1,003,297株を除く。)
- (3) 株主数 17,137名 (前期末比566名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT	5,714	19.1
那須 功	1,221	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,135	3.8
JXTGホールディングス株式会社	979	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	893	2.9
富国生命保険相互会社	772	2.5
株式会社 F T	578	1.9
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DEMENSIONS GROUP INC	530	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	457	1.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	363	1.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,003,297株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式 (1,003,297株) を控除して計算しております。
3. 富通集団 (香港) 有限公司は、2011年9月8日付で当社の主要株主となっております。なお、同社の当社株式所有に係る株主名簿上の名義は、BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNTとなっております。

## (5) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	長谷川 隆代	
専務取締役	田中 幹男	社長補佐、生産技術・内部統制・内部監査・SPS推進担当 ※昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役社長
常務取締役	張 東成	社長補佐、事業戦略本部長、資材・IR・IT推進担当
取締役	山口 太	経理統括部管掌、CSR・安全・品質・環境管理推進担当
取締役	戸川 清	
取締役	平井 隆一	
取締役	胡 国強	富通集团有限公司 董事 高科橋光導科技股份有限公司 (TRANSTECH OPTTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED) 執行董事兼董事長
常勤監査役	武氏 英明	
監査役	磯邊 謙二郎	
監査役	山元 文明	

(注) 1. ※は代表取締役であります。

- 2018年6月26日開催の当社第122期定時株主総会において、次のとおり新たに選任され、就任いたしました。  
取締役 胡国強
- 2018年6月26日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。  
取締役 中島文明
- 2018年6月26日開催の取締役会において、次のとおり新たに選定され、就任いたしました。  
代表取締役・取締役社長 長谷川隆代
- 2019年4月1日付で次のとおり取締役の会社における地位および担当の一部を変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※代表取締役社長 (グループCEO)	長谷川 隆代	
取締役	田中 幹男	社長補佐
取締役 (専務執行役員)	張 東成	事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長
取締役 (常務執行役員)	山口 太	ファイナンス戦略、CSR、リスク管理、品質担当

6. 取締役のうち、戸川清、平井隆一、胡国強は社外取締役であります。社外取締役のうち、戸川清、平井隆一は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役のうち、磯邊謙二郎、山元文明は社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 常勤監査役武氏英明は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 執行役員の状況 (2019年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
グループCEO ※(代表取締役社長)	長谷川 隆代	
専務執行役員 (取締役)	張 東成	事業戦略・統括、投資戦略担当 兼 事業戦略統括本部長
常務執行役員 (取締役)	山口 太	ファイナンス戦略、CSR、リスク管理、品質担当
執行役員	川瀬 幸雄	エネルギー・インフラ事業セグメント長 ※昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役社長
執行役員	兒玉 喜直	通信・産業用デバイス事業セグメント長 ※富士電線株式会社取締役社長
執行役員	山村 隆史	電装・コンポーネンツ事業セグメント長 ※株式会社ユニマック取締役社長
執行役員	大根田 進	新規事業セグメント長 兼 技術開発・知財担当 兼 新事業開拓部長
執行役員	大竹 潔	海外事業担当 兼 事業戦略統括本部海外事業統括部長 ※株式会社ダイジ取締役社長 昭和電線電纜(上海)有限公司董事長 香港昭和有限公司董事長
執行役員	佐久間 寛	人事、総務、法務、人材育成担当 兼 人事総務統括部長 兼 輸出管理室長
執行役員	小又 哲夫	経営企画、広報・IR担当 兼 事業戦略統括本部経営企画部長
執行役員	板垣 哲	経理・財務担当 兼 経理統括部長
執行役員	不二木 哲	セールス・マーケティング、調達戦略担当 ※株式会社SDS取締役社長
執行役員	樋口 嘉章	ICT・サイバーセキュリティー担当 ※株式会社アクシオ取締役社長

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給金額 (百万円)
取締役	8	76
監査役	3	27
合計	11	104

(注) 1. 上記には、2018年6月26日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

#### ② 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬については、2002年6月27日開催の当社第106期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）を限度額とすることと決議されております。各取締役の報酬については、限度額の範囲内において、個別の役職・成果、経営環境、経営成績および配当水準等を勘案した上で、取締役会の決議によって決定することとしております。

監査役の報酬については、1994年6月29日開催の当社第98期定時株主総会において月額5百万円以内を限度額とすることと決議されております。各監査役の報酬については、限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定することとしております。

(注) 取締役に対する報酬等の決定プロセスに関する客観性と透明性を高めため、2018年12月26日付で任意の諮問委員会である報酬委員会を設置するとともに、2019年4月1日付で当社の経営指標であるROICに基づき設計される業績連動報酬を導入しております（業務執行を行わない取締役を除く。）。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役胡国強氏が董事に就任している富通集团有限公司は当社の主要株主であり、当社と同社との間では業務提携契約が締結されております。

なお、当社と富通集团有限公司との間に特別の利害関係はありませんが、当社グループと同社グループとの間には、販売取引および仕入取引ならびに資金の貸付があります。

また、同氏が執行董事および董事長に就任している高科橋光導科技股份有限公司（TRANSTECH OPTTELECOM SCIENCE HOLDINGS LIMITED）は、富通集团有限公司の子会社であります。

## ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	取締役会（19回）		監査役会（17回）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 戸川 清	19	100	—	—
取締役 平井 隆一	19	100	—	—
取締役 胡 国強	10	71.4	—	—
監査役 磯邊 謙二郎	19	100	17	100
監査役 山元 文明	18	94.7	17	100

- (注) 1. 取締役胡国強は、2018年6月26日開催の当社第122期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会の回数に対して出席率を算出しております。
2. 各社外取締役は、取締役会において、経営者としての見地から経営全般に関する有用な助言・提言を行っております。
3. 各社外監査役は、取締役会および監査役会において、主に適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

## ④ 報酬等の総額

- (イ) 社外取締役3名に対して支払った報酬等の総額は、22百万円であります。
- (ロ) 社外監査役2名に対して支払った報酬等の総額は、13百万円であります。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付で「E Y新日本有限責任監査法人」に名称変更いたしました。

### (2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	70,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	106,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査役会が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

## 5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下昭和電線グループという。）の取締役および 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、昭和電線グループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、経営方針および行動規範を記載した小冊子等を昭和電線グループの取締役および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、昭和電線グループのコンプライアンスに関する責任者としてC S R 担当取締役を任命し、C S R 担当取締役は、昭和電線グループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- ③ 取締役会は、C S R 委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。C S R 委員会は、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ④ C S R 委員会は、昭和電線グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、昭和電線グループの取締役および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに昭和電線グループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、昭和電線グループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、昭和電線グループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ 昭和電線グループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもち、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料
- (ハ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

### (3) 昭和電線グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、昭和電線グループのリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② C S R 担当取締役は、昭和電線グループの横断的なリスク管理体制の整備および問題点の把握に努める。
- ③ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

### (4) 昭和電線グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、昭和電線グループの経営に関する重要な事項については、事前にグループ経営会議において審議するものとし、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、グループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、昭和電線グループの中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、グループ経営管理規程、グループ経営会議規程に基づき、昭和電線グループ各社の経営管理を行うとともに、適切なモニタリング体制の整備を行う。

### (5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査役の監査の実効性・効率性を高めるため、監査役の求めにより、当社の内部監査部門に、監査役の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査役会に報告させるものとし、監査役会の承諾を得るものとする。

## **(7) 昭和電線グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
    - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
    - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (二) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - (ホ) 重大な法令違反および定款違反
  - (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
  - (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の(ロ)および(ホ)に関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、昭和電線グループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査役1名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査役会に対して、定期的に昭和電線グループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

## **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役と監査役とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査役は、取締役会のほか、グループ経営会議、CSR委員会が開催する会議、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査役会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査役または監査役会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。



## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンスについて

昭和電線グループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、四半期ごとに開催されるCSR委員会において決定および実行されており、CSR委員会の活動状況等については、CSR委員長であるCSR担当取締役が取締役に報告しております。また、昭和電線グループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、CSR担当取締役が取締役に報告しております。

### (2) リスク管理について

昭和電線グループリスク管理規程に基づき、CSR委員会において昭和電線グループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、CSR担当取締役が取締役に報告しております。

### (3) 子会社の経営管理について

昭和電線グループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、昭和電線グループ事業性評価規程を制定し、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

### (4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、CSR委員会およびグループ経営会議に対して定期的に報告されており、さらにCSR担当取締役が取締役に報告しております。

### (5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当期19回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

## (6) 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会のほか、グループ経営会議、CSR委員会が開催する会議、その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、取締役との定例の連絡会を当期8回開催しております。

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>74,138</b>
現金及び預金	4,877
受取手形及び売掛金	43,437
商品及び製品	9,167
仕掛品	7,480
原材料及び貯蔵品	4,617
その他	4,581
貸倒引当金	△23
<b>固定資産</b>	<b>50,027</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>39,245</b>
建物及び構築物	7,365
機械装置及び運搬具	5,716
工具、器具及び備品	1,097
土地	23,600
その他	1,465
<b>無形固定資産</b>	<b>1,224</b>
施設利用権等	1,224
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,557</b>
投資有価証券	5,537
退職給付に係る資産	1,911
繰延税金資産	1,102
その他	2,014
貸倒引当金	△1,007
<b>資産合計</b>	<b>124,165</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>69,755</b>
支払手形及び買掛金	21,238
短期借入金	33,524
未払金	8,620
未払法人税等	651
工事損失引当金	52
事業構造改善引当金	5
製品改修費用引当金	854
その他	4,807
<b>固定負債</b>	<b>18,781</b>
長期借入金	12,054
繰延税金負債	37
再評価に係る繰延税金負債	4,188
役員退職慰労引当金	59
退職給付に係る負債	636
その他	1,805
<b>負債合計</b>	<b>88,537</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>29,807</b>
資本金	24,221
資本剰余金	5,536
利益剰余金	965
自己株式	△916
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,135</b>
その他有価証券評価差額金	918
土地再評価差額金	5,581
為替換算調整勘定	1,213
退職給付に係る調整累計額	△2,578
<b>非支配株主持分</b>	<b>685</b>
<b>純資産合計</b>	<b>35,628</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>124,165</b>

## 連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	
売上高	177,174	
売上原価	155,455	
売上総利益	21,718	
販売費及び一般管理費	15,077	
営業利益	6,640	
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	64	
貸倒引当金戻入額	231	
雑収入	215	655
営業外費用		
支払利息	805	
持分法による投資損失	476	
為替差損	75	
雑損失	334	1,692
経常利益	5,603	
特別利益		
投資有価証券売却益	49	49
特別損失		
減損損失	87	
投資有価証券売却損	0	87
税金等調整前当期純利益	5,565	
法人税、住民税及び事業税	889	
法人税等調整額	21	910
当期純利益	4,654	
非支配株主に帰属する当期純利益	85	
親会社株主に帰属する当期純利益	4,569	

## 連結株主資本等変動計算書(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	5,536	△3,454	△915	25,387
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△149		△149
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,569		4,569
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,420	△0	4,419
当期末残高	24,221	5,536	965	△916	29,807

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支持 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	787	5,581	1,681	△580	7,470	619	33,477
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△149
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,569
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	130	－	△467	△1,997	△2,334	66	△2,268
連結会計年度中の変動額合計	130	－	△467	△1,997	△2,334	66	2,151
当期末残高	918	5,581	1,213	△2,578	5,135	685	35,628

## 計算書類

### 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,581</b>
現金及び預金	1,318
未収入金	1,209
短期貸付金	32,972
その他	80
<b>固定資産</b>	<b>45,159</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>
工具、器具及び備品	0
<b>無形固定資産</b>	<b>164</b>
施設利用権	164
<b>投資その他の資産</b>	<b>44,995</b>
投資有価証券	203
関係会社株式	30,445
出資金	0
関係会社出資金	1,073
長期貸付金	12,802
前払年金費用	166
その他	304
<b>資産合計</b>	<b>80,740</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>39,358</b>
短期借入金	30,009
未払金	313
未払費用	73
未払法人税等	142
預り金	8,805
その他	12
<b>固定負債</b>	<b>11,237</b>
長期借入金	11,092
繰延税金負債	134
その他	10
<b>負債合計</b>	<b>50,596</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>30,127</b>
資本金	24,221
資本剰余金	5,530
その他資本剰余金	5,530
利益剰余金	1,292
利益準備金	14
その他利益剰余金	1,277
繰越利益剰余金	1,277
自己株式	△916
評価・換算差額等	17
その他有価証券評価差額金	17
<b>純資産合計</b>	<b>30,144</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>80,740</b>

## 損益計算書(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
経営運営料収入	1,991	
関係会社受取配当金	281	2,273
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>1,990</b>
<b>営業利益</b>		<b>283</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	912	
受取配当金	7	
雑収入	14	933
<b>営業外費用</b>		
支払利息	837	
雑損失	27	864
<b>経常利益</b>		<b>352</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>352</b>
法人税、住民税及び事業税		△14
法人税等調整額		△3
<b>当期純利益</b>		<b>370</b>

## 株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	24,221	5,530	5,530	－	1,070	1,070	△915	29,907
当期変動額								
剰余金の配当					△149	△149		△149
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				14	△14	－		－
当期純利益					370	370		370
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	14	206	221	△0	220
当期末残高	24,221	5,530	5,530	14	1,277	1,292	△916	30,127

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	66	66	29,973
当期変動額			
剰余金の配当			△149
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			－
当期純利益			370
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△49	△49	△49
当期変動額合計	△49	△49	170
当期末残高	17	17	30,144



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀仁 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電線ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽 龍三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀仁 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電線ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

昭和電線ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 武氏 英明 ㊟

社外監査役 磯邊 謙二郎 ㊟

社外監査役 山元 文明 ㊟

以 上

メモ欄



A series of horizontal dashed lines for writing notes, consisting of 24 lines spaced evenly down the page.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

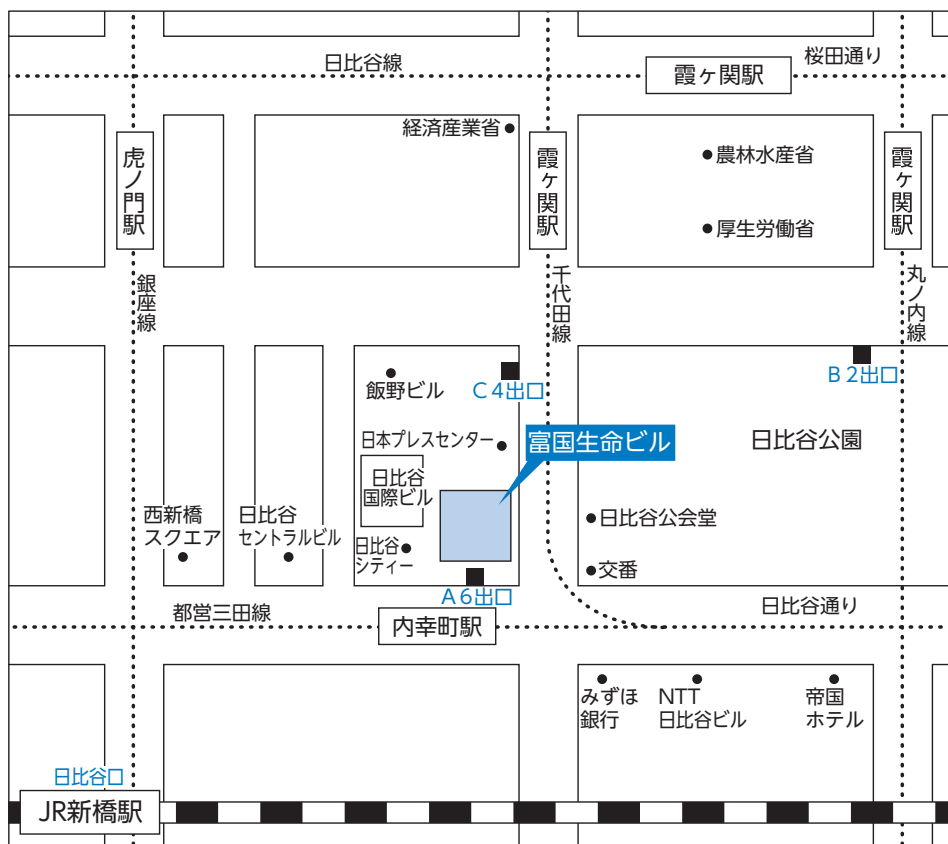
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

富国生命ビル28階会議室  
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

## 交通

J	R	新橋駅	日比谷口より徒歩6分
都営地下鉄	三田線	内幸町駅	A6出口直結
東京メトロ	千代田線	霞ヶ関駅	C4出口より徒歩3分
	日比谷線	霞ヶ関駅	C4出口より徒歩3分
	丸ノ内線	霞ヶ関駅	B2出口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。